

## 保育所等の副食費の増額に係る予算の補正について

### 1 背景

亀山市の保育所等の副食費については、これまでも給食に使用する食材価格の上昇に対応するため、直近では令和7年4月1日に改定し、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した公費負担により保護者の負担軽減を図ってきました。

しかしながら、食材の価格高騰が続いていることから献立内容を維持することが非常に困難な状況にあります。そのため、園児に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を安定的に提供していくために副食費を改定し、食材の調達費用を補うとともに、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を図ります。

### 2 副食費の改定の考え方

亀山市の保育所等における2号認定子どもの副食費は、前年度に国の示す公定価格を目安とし、前々年度に実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めています。

このことから、令和7年4月からの副食費は令和6年度の公定価格の4,800円としており、引き続き、保護者に負担を求めることなく、重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

令和7年度の公定価格は4,900円と示されましたことに加え、実際に給食の提供に要した材料の費用は1月当たり4,900円以上であることから、令和8年1月からの副食費を100円増額して令和7年度の公定価格と同額の4,900円とし、その増額分は保護者に負担を求めることなく、重点支援地方創生臨時交付金を追加で活用します。

また、関認定こども園アスレにおける1号認定子どもの令和7年4月からの副食費は3,200円、主食費は700円としておりますが、公定価格に準じ、副食費に100円を増額しても実際の給食の提供に要した材料の費用はそれ以上であることから、2号認定子どもの副食費と同様に100円を増額して3,300円とし、その増額分は重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

なお、低所得者層や多子世帯などの一部の世帯については、現行どおり副食費を免除とします。

また、民間保育所等において、保護者の経済的負担を軽減するために副食費を免除した場合の補助金の限度額を300円から400円に引き上げます。

### 3 令和7年度予算に係る賄材料費等の増額補正について

12月補正予算要求額（令和8年1月分から3月分までを計上）

【対象者：公立園児501名、私立園児420名】

※令和7年10月1日時点の児童数で算出

**歳出**

●第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費 児童福祉一般事業  
民間保育所補助費（一部国・県費） 第18節 負担金、補助及び交付金のうち 補助金

・補助金：園児420名×100円×3か月=126,000円（私立分）

●第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費 保育所費 一般管理費  
第10節 需用費のうち 賄材料費

・賄材料費：園児501名×100円×3か月=151,000円（公立分）

**計 277,000円**